

「大竹市移動等円滑化促進協議会」について

1 位置づけ

大竹市におけるバリアフリーに関する計画の作成に必要な事項について協議する場として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）及び「大竹市附属機関設置に関する条例」に基づき設置される。

2 審議事項

バリアフリー法第25条に規定する移動等円滑化基本構想（本市においては、「大竹駅周辺地区バリアフリー基本構想」）の作成・変更に関する協議を行う。

また、基本構想に基づいた事業の実施状況の調査、分析及び評価を行う。

3 委員の身分等について

委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職に該当する。また、委員は、会議において知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。

4 会議の進め方について

- 会議は、会長が招集し議長となる。ただし、委員が委嘱された後、最初に招集する会議は、市長が招集する。
- 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。